

令和7年度

財政援助団体等
監査報告書

令和7年12月

小樽市監査委員

目 次

指定管理者監査報告	1
1 監査執行者	2
2 監査を実施した指定管理者及び実施期日等	2
3 監査対象業務等の範囲	2
4 監査の主眼及び実施方法	2
5 指定管理者の概要等及び監査の結果	3
(1) 一般社団法人小樽身体障害者福祉協会	3
(2) 社会福祉法人小樽市社会福祉協議会	4
(3) 株式会社小樽ビル管理	5

指定管理者監査報告

1 監査執行者

監査委員 小林 優

監査委員 佐々木 秩

2 監査を実施した指定管理者及び実施期日等

指定管理者の 名称及び代表者	実施期日	公の施設	指定期間	主管部室課
一般社団法人小樽身体障害者福祉協会 会長 浅田 勲	令和7年10月15日	小樽市身体障害者福祉センター	令和3年4月1日 ） 令和8年3月31日	福祉保険部 福祉総合相談室
社会福祉法人小樽市社会福祉協議会 会長 近藤 眞章	令和7年10月17日	小樽市総合福祉センター	令和4年4月1日 ） 令和9年3月31日	福祉保険部 福祉総合相談室
株式会社小樽ビル管理 代表取締役 黒田 豊久	令和7年10月21日	小樽市いなきたコミュニ ティセンター	令和4年4月1日 ） 令和9年3月31日	生活環境部 生活安全課

3 監査対象業務等の範囲

令和6年度及び令和7年度における公の施設の指定管理に係る管理運営業務及び経理関係事務

4 監査の主眼及び実施方法

監査は、公の施設の指定管理者として、小樽市と締結した各施設の管理に関する基本協定書に基づき、その管理運営及び会計経理が適正に行われているかに重点を置きました。

監査に当たっては、あらかじめ指定管理者及び主管部室課から事業計画書及び事業報告書などの資料の提出を求めるとともに、経理関係諸帳簿、預金通帳その他証書類について抽出により審査を行い、併せて関係者から説明を受け、その内容を確認する方法により実施しました。

5 指定管理者の概要等及び監査の結果

(1) 一般社団法人小樽身体障害者福祉協会

ア 指定管理者の概要

一般社団法人小樽身体障害者福祉協会は、身体障害者の自立生活の促進及び社会生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として、昭和25年設立の北海道身体障害者福祉協会小樽支部を母体とし、昭和61年11月に設立された法人で、昭和63年4月から小樽市身体障害者福祉センター（以下「身障センター」という。）の管理運営業務を受託していましたが、指定管理者制度への移行に伴い、平成18年度から任意選定により指定管理者に指定され、現在に至っています。

イ 管理運営業務及び経理の状況

身障センターの管理運営業務としては、「小樽市身体障害者福祉センターの管理に関する基本協定書」（以下この号において「基本協定」という。）に基づき、身障センターの利用承認に関する業務、施設の運営及び管理等を行っています。

小樽市は、基本協定に基づき年度ごとに「小樽市身体障害者福祉センターの管理費用に関する協定書」を締結し、管理費用として、令和6年度は22,618千円を支出しましたが、修繕費については、年度末の精算により20千円が市に返還されています。また、令和7年度も、22,618千円の支出を予定しています。

身障センターの経理事務は、事務職員が関係諸帳簿等を整備し、館長を経由した上で会長が決裁する体制で処理されており、その収支は指定管理者の専用口座で管理されています。

なお、収支の状況は、次のとおりです。

令和6年度				令和7年度（8月末現在）			
収 入		支 出		収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円		千円		千円
管理費用	22,618	人件費	16,578	管理費用	11,460	人件費	6,446
修繕費		事務費	640			事務費	82
精算分	△20	管理費	5,380			管理費	1,840
計	22,598	計	22,598	計	11,460	計	8,368

ウ 施設の利用状況

利用者数の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	個 人	団 体	デイサービス	合 計
令和6年度	0	4,119	1,542	5,661
令和7年度	0	1,703	621	2,324

(注) 1 令和7年度は、8月末現在です。

2 利用者数は、延べ人数です。

エ 監査の結果

基本協定に基づき管理運営業務が適切に行われ、それに伴う会計経理及び出納事務は適正に行われていました。

(2) 社会福祉法人小樽市社会福祉協議会

ア 指定管理者の概要

社会福祉法人小樽市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、社会福祉事業等の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、昭和26年12月に設立された団体で、昭和42年3月に社会福祉法人として認可されました。

社会福祉協議会は、昭和46年度から小樽市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の管理運営業務を受託していましたが、指定管理者制度への移行に伴い、平成18年度から任意選定により指定管理者に指定され、現在に至っています。

なお、令和7年4月の総合福祉センター移転に伴い、老人福祉センターの浴室及び母子・父子福祉センターは、令和6年度末をもって廃止されましたが、引き続き老人福祉センター（浴室を除く。）及び点字図書館に係る事業が行われ、ボランティア団体などの活動を推進するため、施設の夜間開放も行われています。

イ 管理運営業務及び経理の状況

総合福祉センターの管理運営業務としては、「小樽市総合福祉センターの管理に関する基本協定書」（以下この号において「基本協定」という。）に基づき、総合福祉センターの利用承認に関する業務や各施設の事業運営及び維持管理のほか、福祉バスの運行に関する事業を行っています。また、「小樽市総合福祉センター使用料徴収事務委託契約書」（以下この号において「徴収事務委託」という。）に基づき、総合福祉センター（浴室）の使用料の徴収を行っていましたが、令和7年度の移転に伴い、徴収事務委託は令和6年度末をもって終了しました。

小樽市は、基本協定に基づき年度ごとに「小樽市総合福祉センターの管理費用に関する協定書」を締結し、管理費用として、令和6年度は54,675千円を支出しましたが、修繕費及び借上げバス経費については、年度末の精算により合計1,067千円が市に返還されています。また、令和7年度は、46,973千円の支出を予定しています。

総合福祉センターの経理事務は、経理規程に基づき、事務局職員が関係諸帳簿等を整備し、事務局次長を経由した上で事務局長又は常務が決裁する体制で処理されており、その収支は指定管理者の専用口座で管理されています。

なお、収支の状況は、次のとおりです。

令和6年度				令和7年度（8月末現在）			
収入		支出		収入		支出	
科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
	千円		千円		千円		千円
管理費用	54,675	人件費	21,823	管理費用	31,842	人件費	8,951
負担金	5,437	事業費	17,927			事業費	5,210
修繕費及び 借上げバス 経費精算分	△ 1,067	事務費	18,567			事務費	845
繰越金	608	助成金	700				
		その他	636				
計	59,653	計	59,653	計	31,842	計	15,006

ウ 施設等の利用状況

施設及び福祉バスの利用者数の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分	施設利用者数					福祉バス利用者数			合計
	老人福祉センター	点字図書館	母子・父子福祉センター	夜間開放	小計	大型バス	マイクロバス	小計	
令和6年度	22,534	4,851	101	43	27,529	2,191	2,078	4,269	31,798
令和7年度	5,020	2,278	-	69	7,367	1,031	612	1,643	9,010

(注) 1 令和7年度は、8月末現在です。

2 利用者数は、延べ人数です。

エ 監査の結果

基本協定に基づき管理運営業務が適切に行われ、それに伴う会計経理及び出納事務は適正に行われていました。

(3) 株式会社小樽ビル管理

ア 指定管理者の概要

株式会社小樽ビル管理は、清掃、警備及び設備管理を軸に地元小樽の建物を管理運営することを目的として、昭和43年2月に設立された法人で、平成23年度から公募選定により小樽市いなきたコミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）の指定管理者に指定され、現在に至っています。

イ 管理運営業務及び経理の状況

コミュニティセンターの管理運営業務としては、「小樽市いなきたコミュニティセンターの管理に関する基本協定書」（以下この号において「基本協定」という。）に基づき、コミュニティセンターの使用許可に関する業務、施設の維持管理、使用状況などの報告等を行うほか、「小樽市いなきたコミュニティセンター使用料徴収事務委託契約書」（以下この号において「徴収事務委託」という。）に基づき、コミュニティセンターの使用料の徴収を行っています。

小樽市は、基本協定に基づき年度ごとの「小樽市いなきたコミュニティセンターの管理費用に関する協定書」を締結し、管理費用として、令和6年度は30,079千円を支

出しており、令和7年度は29,800千円の支出を予定しています。

コミュニティセンターの経理事務は、館長及び副館長が関係諸帳簿等を整備し、株式会社小樽ビル管理の担当役員が決裁する体制で処理されており、その収支は指定管理の専用口座で管理されています。

なお、収支の状況は、次のとおりです。

令和6年度				令和7年度（8月末現在）			
収入		支出		収入		支出	
科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
	千円		千円		千円		千円
管理費用	30,079	人件費	9,422	管理費用	15,225	人件費	3,327
雑収入	496	管理費	19,425	雑収入	117	管理費	6,287
預金利息	5			預金利息	0		
繰越金	2,998			繰越金	4,731		
計	33,578	計	28,847	計	20,073	計	9,614

ウ 施設の使用状況

使用者数の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分	体育室		集会室	和室	調理実習室	合計
	団体	個人				
令和6年度	14,725	1,286	21,095	2,739	589	40,434
令和7年度	5,512	405	9,475	1,389	188	16,969

- (注) 1 令和7年度は、8月末現在です。
2 使用者数は、延べ人数です。

エ 監査の結果

基本協定に基づき管理運営業務が適切に行われ、それに伴う会計経理及び出納事務は適正に行われていましたが、徴収事務委託に係る帳簿等の整理事務においては、減免関係整理簿の一部が未整理となっていたことから、適切な事務処理とは言えないと考えます。